

手洗いチェッカー貸出要領

(趣旨)

第1 この要領は、感染症予防の普及啓発を図るため、手洗いチェッカーの無償貸出について必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2 手洗いチェッカーの貸出対象者は、気仙沼保健所管内に住所または事業所等を有し、インフルエンザ・感染性胃腸炎等の感染症を予防するための学習会等をおこなう個人及び団体（以下「利用者」という。）とする。

(貸出台数)

第3 手洗いチェッカーの貸出台数は、1回につき1台とする。

(手続)

第4 手洗いチェッカーの貸出を受けようとする利用者は、手洗いチェッカー利用申請書（様式1）を、気仙沼保健所長（以下「所長」という。）に事前に提出しなければならない。

2 所長は申請書の内容を審査し、適当と認めるときは貸出を許可し、その旨を利用者に連絡する。

(貸出期間)

第5 貸出期間は、原則として利用日及び利用日の前後1日間を含む3日間とする。

(目的外利用の禁止等)

第6 手洗いチェッカーの貸出を受けた利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の制限)

第7 所長は、第4第2項の許可に当たり、次に掲げる事項の一つ以上に該当する場合は、手洗いチェッカーの貸出を許可しないものとする。

- (1) 保健所の事業に支障があるとき。
- (2) 営利を目的とするもの又はこれに類するものの利用に供するとき。
- (3) 公序良俗その他公共の福祉に反するとき。
- (4) 危険又は棄損のおそれがあるとき。

(利用者の責任)

第8 利用者は、手洗いチェッカー利用上の事故について一切の責任を負わなければならない。

2 貸出期間中の手洗いチェッカーの維持管理は、利用者の責任において行わなければならない。

3 手洗いチェッカーを破損し、汚損し、又は紛失したときは、利用者の負担において原形に復し、又は現品をもって弁償しなければならない。ただし、所長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(手洗いチェッカーの返納)

第9 利用者は、手洗いチェッカーの使用を終了したときは、速やかに手洗いチェッカー利用報告書(様式2)とともに返納し、破損等の異常の有無について所長の確認を受けなければならない。

附 則

この要領は、令和元年6月25日から施行する。

この要領は、令和6年6月13日から施行する。